# 環境影響評価調査計画書の説明

- 1. 環境影響評価について
- 2. 対象事業の概要
- 3. 環境影響評価の項目
- 4. 調査、予測、評価の手法等

1.環境影響評価について

## 1-1. 環境影響評価とは

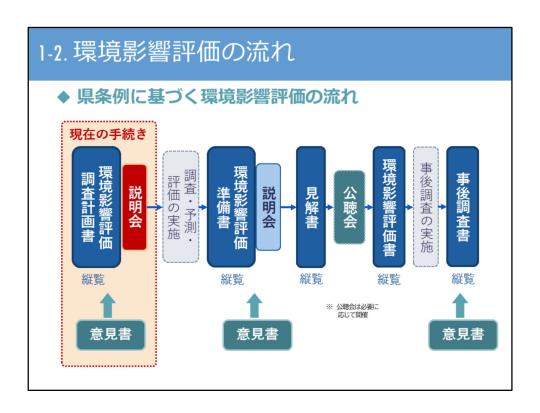
- ◆ 環境影響評価(環境アセスメント)とは、 大規模な開発事業や公共事業を実施する前の段階で、 事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査・ 予測・評価し、これを公表するとともに、住民の皆さまや環境の専門家からの意見を聴き、これを事業計画に反映することにより、公害の防止や自然環境の保全を図るための制度
- ◆ 埼玉県環境影響評価条例では、 1日当たりの処理能力200k以上のごみ処理施設の設置は 環境アセスメント手続の対象

本事業の規模: 処理能力 205t/日

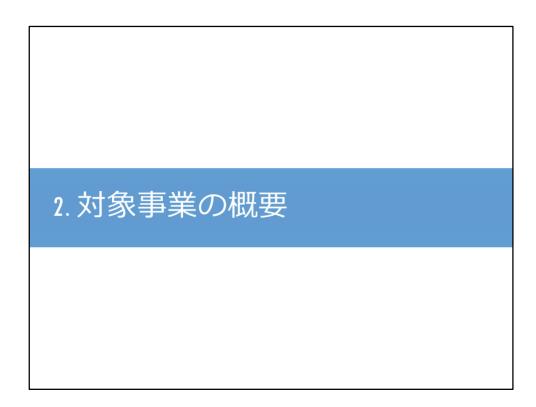
環境影響 評価手続 を実施

環境影響評価について、まず、その制度の手続きについて御説明いたします。

埼玉県環境影響評価条例では、廃棄物処理施設の建設に あたり、1日当たりの処理能力200トン以上のごみ処理施設 の設置は環境アセスメント手続きが必要であるとなってい ます。



こちらが県の条例に基づく環境影響評価の流れでござい ます。



現在想定をしております事業の概要について御説明いたします。

# 2-1. 事業者及び対象事業の名称等

### 1) 事業者の名称等

名 称: 大里広域市町村圏組合

代表者:管理者 小林 哲也

所在地: 埼玉県熊谷市曙町二丁目68番地

#### 2) 対象事業の名称等

名 称: (仮称) 新深谷清掃センター整備事業

種 類:廃棄物処理施設の設置

(埼玉県環境影響評価条例施行規則別表第1第6号)

事業者は大里広域市町村圏組合です。

管理者は、小林熊谷市長でございます。

対象事業の名称は、(仮称)新深谷清掃センター整備事業であり、正式名称は、今後決定いたします。

環境影響影響表の種類は、埼玉県環境影響評価条例施行 規則 別表第1 第6号に示す「廃棄物処理施設の設置」による ものとなります。

# 2-2. 対象事業の目的

- ・大里広域市町村圏組合(構成団体:熊谷市、深谷市、寄居町)が 運営管理する熊谷衛生センター(第一・第二工場)、江南清掃センター及び深谷清掃センターの4つのごみ焼却施設は、供用開始 より20年以上が経過し、老朽化により更新を検討する段階
- ・本組合管内の人口減少も進んでおり、施設の統廃合・集約化を進めることにより、効率的な運営を行っていく必要
- ・令和3年2月、「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構 想検討委員会」の中間答申:

①施設の規模は、組合全体で422+/日~501+/日程度 ②ごみ焼却施設を2施設体制とし、建設候補地を**熊谷市** 別府地内及び深谷市樫合地内とする

⇒ **深谷市樫合地内に「(仮称)新深谷清掃センター」を整備 すること**を目的として実施

熊谷市、深谷市、寄居町を構成団体とする大里広域市町村圏組合では、4つのごみ焼却施設を運営しており、いずれの施設も供用開始より20年以上が経過し、現在のごみ焼却施設の長寿命化期間が終了し始めることから、新たな施設整備に関して具体的な検討を進めることが喫緊の課題となっております。

また、本組合管内の人口減少も進んでおり、施設の統廃合・集約化を進めることにより、効率的な運営を行っていく必要にも迫られているところでございます。

本組合では、学識者、組合議会議員、自治会連合会の代表、行政職員からなる「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会」を立ち上げ、ごみ処理施設整備基本構想を検討し、令和3年2月に、

- ①施設規模は、組合全体で「422t/日~501t/日程度」とすること、
- ②ごみ焼却施設を2施設体制とし、建設候補地を熊谷市別府地内及び深谷市樫合地内とする

という内容の中間答申をいただいております。

(仮称)新深谷清掃センターは深谷市樫合地内に整備することを目的に事業を進めてまいります。



### 1)位置

深谷市樫合750番地 (深谷衛生処理場区域内)

### 2) 面積

約4.3 ha (都市計画上の面積)





対象事業の実施区域について御説明いたします。 対象事業実施区域の位置は、深谷市樫合750番地となりま す。

航空写真で赤枠で囲んでいる範囲が、すでに都市計画決 定済みの区域であり、今回の環境影響評価における対象事 業実施区域となります。



施設規模、処理能力は、205t/日となります。

対象事業の実施期間は、令和5年度まで環境影響評価手続 を実施したのち、並行して事業者選定を行い、令和6年度中 に事業者を選定します。

令和6年度に新施設の工事区域にある衛生処理場、塵芥焼却場、旧焼却場等の解体撤去を行い、令和6年度後半より事業者による実施設計に着手し、令和7年度後半から本施設の土木・建築工事に着手します。

その後、令和8年度に本施設のプラント工事(設備機器の据付等)を行い、令和10年度後半に試運転を開始し、同年度中に竣工、令和11年度より本施設の供用を開始します。なお、現深谷清掃センターは稼働停止後の令和12年度に解体撤去を行います。